



お支払いする場合

- 通勤途中で交通事故に遭い、事故の日から180日以内に労災保険（労働者災害補償保険）の適用となる入院をしたケース。
- 傷害入院治療給付金が支払われた入院の退院日の翌日から180日が経過するまでに通院したケース。



お支払いできない場合

- 長時間の立ち仕事で、持病の腰痛が悪化して入院したケース。
→ 「不慮の事故」に該当しないため、お支払いできません。
- 傷害入院治療給付金が支払われた入院の退院日の翌日から180日を超えて通院したケース。
→ 対象期間外の通院のため、お支払いできません。

解説

- 傷害入院治療給付金は、不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に病院または診療所に治療を目的として入院したときが支払対象となります。
- 傷害通院治療給付金は、傷害入院治療給付金が支払われる入院の退院日の翌日から180日以内の通院が支払対象となります。
- 傷害入院治療保障特約・傷害退院後通院治療保障特約と、入院治療保障特約(2021)・退院後通院治療保障特約(2021)とでは、保障範囲が異なります。

		傷害入院治療保障特約・ 傷害退院後通院治療保障特約	入院治療保障特約(2021)・ 退院後通院治療保障特約(2021)
病気		×	○
災害	不慮の事故	○	○
	特定感染症	×	○

- ・ お支払いの対象となる「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故、かつ所定の分類項目に該当する事故をいいます。
- ・ 通常であればケガにつながらない事故なのに、病気であったためにケガを負ったような場合には、その事故は「不慮の事故」にあたりません。
- ・ 災害死亡保険金などの支払事由の「不慮の事故」も同様です。



- ・ 傷害入院治療保障特約・傷害退院後通院治療保障特約は、「特定感染症」については支払対象ではありません。
(特定損傷給付特約や傷害特約(2021)も同様に「特定感染症」は支払対象ではありません。)